

伊勢崎市災害時外国人支援ボランティア設置要綱

(設置)

第1条 市は、震災等の大規模災害が発生した場合において、外国籍住民等への相談及び情報の提供その他必要な支援を行うため、伊勢崎市災害時外国人支援ボランティア（以下「ボランティア」という。）を設置する。

(活動)

第2条 ボランティアは、市が伊勢崎市地域防災計画に基づいて設置する災害対策本部市民対策部多文化共生班（以下「多文化共生班」という。）からの要請に応じ、その指示に従い活動するものとする。

2 ボランティア活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害時に設置する災害多言語支援センター又は避難所等において、外国籍住民等の相談に応じること。
- (2) 電話、ファクシミリ等を利用した通訳、翻訳等による支援業務を行うこと。
- (3) 外国籍住民等の安否等被災状況を把握し、その結果を多文化共生班に報告すること。
- (4) 広報車、防災ラジオ（個別受信機）等により外国語等による放送を行い、外国籍住民等に対し、避難誘導、情報の提供その他必要な支援を行うこと。
- (5) その他災害時における外国籍住民等への支援に関すること。

3 前2項に掲げるもののほか、ボランティアは、市及び行政区等からの要請に応じ、防災訓練及び研修に参加するものとする。

4 第1項及び第2項の活動を行う場合において、ボランティアは、一部の外国籍住民等に限った支援を行わないものとする。

(登録の要件)

第3条 ボランティアに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として日本語から外国語及び外国語から日本語への通訳及び翻訳ができる者

- (2) 大規模災害が発生した場合に、市内でボランティアとして活動する意欲のある者で18歳以上のもの（高校生を除く。）
- (3) 日本の国籍を有しない者にあっては、在留資格を有する者
- (4) 無報酬で協力できる者

（登録の手続）

第4条 ボランティアに登録を希望する者は、災害時外国人支援ボランティア申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、災害時外国人支援ボランティア登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録し、当該申請者に伊勢崎市災害時外国人支援ボランティア登録証（様式第3号）を交付するものとする。

（登録の期間及び継続）

第5条 前条第2項の規定により登録台帳に登録された者（以下「登録者」という。）の登録期間は、登録をした日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 登録者が登録期間を経過してもなお継続して登録しようとするときは、新たに申込書を市長に提出しなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による登録の継続について準用する。

（登録の変更及び取消し）

第6条 登録者は、登録した内容に変更があったときは、速やかにその旨を災害時外国人支援ボランティア登録変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 災害時外国人支援ボランティア辞退届（様式第5号）により登録を辞退する旨の届出があったとき。

(3) その他登録者として不適格と認められる事由が生じたとき。

(活動状況の報告)

第7条 市長は、ボランティアに対し、活動状況の報告を求めることができる。

(事故等の報告)

第8条 ボランティアは、ボランティア活動において事故等不測の事態が生じた場合は、災害時外国人支援ボランティア事故等報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 ボランティアは、ボランティア活動を通じて知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。ボランティアを退いた後も、同様とする。

(保険の加入)

第10条 市長は、ボランティアが第2条の規定によりボランティア活動に従事するときは、当該ボランティアをボランティア活動保険に加入する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。